

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成27年9月4日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第86号「所沢市老人ホーム亀鶴園空調設備他改修工事請負契約締

結について」

【補足説明】な し

【質 疑】

松本委員

利用者は何人くらいか。

池田高齢者支

現在、31人が入所しています。

援課長

松本委員

定員は何人か。

池田高齢者支

定員50人となっております。

援課長

吉村委員

改修ということだが、どのぐらいの期間使ったのか。

池田高齢者支

平成5年に新築されてから使用しておりますので、22年ほどです。

援課長

平井委員

入札の事業者が多いのと、その中で3者辞退しているが、その理由は何か。

池田高齢者支

援課長

今回は電子入札となっているため、辞退の理由については記載がないと契約課から聞いております。

末吉委員

温水器の熱源について、ヒートポンプ、ガスや重油などの種類があるが、指定をして入札をするのか、それとも選定の過程で決まるのか。

池田高齢者支

援課長

このことについては営繕課で担当しておりますが、ライフサイクルコスト等から最も効率のよいものを選定しています。

末吉委員

市がはじめから熱源を指定しているのか。

本橋福祉部長

昨年度、設計の予算を認めていただきましたので、設計の中で今回、仕様を選定したものです。

矢作委員

給湯設備の交換により、何日かお風呂を使えないということがあるのか。

池田高齢者支 援課長	お風呂につきましては、最大で3日程度使えない日が出てくるというこ とでございます。
松本委員	これに類する施設で、今後改修しなければならないものはあるか。
池田高齢者支 援課長	養護老人ホームは市内にこの1カ所しかございません。ほかに老人福祉 センター等小規模のものがありますが、この規模で改修を行うものはあり ません。
吉村委員	財源の内訳について、地方債とその他となっているが、その他とは一般 会計か。
池田高齢者支 援課長	基金から出ている金額もでございます。
吉村委員	介護保険の施設整備基金のことか。
池田高齢者支 援課長	所沢市の施設整備基金でございます。
吉村委員	一般会計の予算だったか。

本橋福祉部長

大規模修繕として所沢市全体で基金として積み立てているものを、ここに充てるものです。

吉村委員

今回の補正予算には入っていないのか。

本橋福祉部長

今回は契約締結のご承認をいただくもので、当初予算でご承認いただいております。

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採 決】**

議案第86号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第77号「平成27年度所沢市介護保険特別会計補正予算（第2号）」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

第4期の基金を取り入れた金額はいくらか。

仲介護保険課  
長

第4期の基金の取り崩し額は5億円でございます。計画を策定した年の年度末、20年度末の準備基金は約6億4,400万円ございました。

平井委員

最終的に残った金額か。

仲介護保険課  
長

第4期の最後である23年度末に残った準備基金は、11億4,237万8,156円でございます。

平井委員

本会議場であった質問だが、これだけ基金が余るなら保険料を値上げしなくてもよかったのではないか。もう一度説明いただきたい。

仲介護保険課  
長

第6期の計画では、12億円取り崩す計画になっております。これは、保険料を算定するときに1号保険料が負担しなくてはならない保険給付費、第5期は27パーセント程度、になります。そこから12億円を差し引きまして、残りを1号保険料の対象とするという形になっておりま

す。その結果、取り崩した12億円により基準額の第5段階の保険料額が年間で4,512円ほど減額になっております。ですから、既に基金を使って保険料を下げております。現状では準備基金に積んでありますが、27、28、29年度と順番に取り崩していきますので、計算上既に先取りして取り崩しています。

平井委員

所沢市は、基金が残った場合に保険料に充てている。このことは評価しているが、それをしなくても良いような保険料の在り方があるのではないか。

仲介護保険課  
長

第6期計画を策定するに当たり、最初から余剰金が出るといった計算はしておりませんが、結果として余剰金が生まれます。仮に、残った金額も予測して全て保険料の減額に充てたとすると、次の第7期を計算するとき準備基金が払底してしまい、第6期は減額できても、第7期は逆に引き上がるという可能性があります。このため、予測して先取りするのではなく、次期の引き下げのために使うという推進会議の判断でございます。

吉村委員

基金は本来、不測の事態に備えるものだが、介護保険は法定外の繰入金  
は認められていないのか確認したい。

仲介護保険課

介護保険法で法定負担率が定められておりますので、それ以上の一般会

長 計からの繰り入れは法律上できないことになります。

吉村委員 そのため、ある程度基金が貯まったら次の期の保険料の値上げをできるだけ抑えるために活用しているということが所沢の現状だが、法定外の繰り入れが出来ないということになると、基金をきちんと準備しておかないと不測の事態のときに対応できなくなってしまうということがあるわけか。

仲介護保険課 長 そういう恐れもございます。もし不足したような場合には、県の財政安定化基金から借り入れることも可能です。ただし、次の事業計画策定時に、保険料に上乘せをして借金返済しなくてはなりません。それは避けなくては行けませんので、ぎりぎりのところで取り崩しをしているものでございます。

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採 決】**

議案第77号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第75号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委

員会所管部分（福祉部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時20分）

（説明員交代）

再 開（午前9時22分）

○議案第75号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員会所管部分（こども未来部）

**【補足説明】**

本田こども未来部長 このたび、債務負担の事業概要調書について、本来事前にお配りするところ、漏れてしまいまして本当に申し訳ございませんでした。大変遅くなりましたが、ヒアリング時の資料、また昨日になりました事業概要調書に基づきまして、ご審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

**【質 疑】**

平井委員 1支援単位が53人、54人以上は委託になる、というのはどういったことか。

井上青少年課長 基本的な契約が53人までということで1支援単位の契約をします。54人以上になった場合については2支援単位目ということで、基本の契約に加えて別に契約をします。

平井委員 なぜ別に委託をするのか。

井上青少年課長 同じ指定管理の中の契約ですが、利用人数によって職員配置数が変わるため、別の契約となっています。

平井委員 最初から2支援単位として委託できないのか。

井上青少年課  
長  
利用人数は夏休み明けに減ることがあります。年間通して2支援単位として契約すると、利用人数が減った場合に委託料の返還請求、精算をしなければならぬということで、別委託という形をとらせていただきました。

平井委員  
今現在、ほとんど50人を超えている。今までの経過から減ることを見込んでいるということか。

井上青少年課  
長  
人数の増減は、これまでの状況を配慮したということもあります。

平井委員  
2支援単位として契約し、夏休みが終わって人数が減った場合は委託料が減ることか。

井上青少年課  
長  
2支援単位としての人数ではなくなった場合は、別委託はなくなりま

平井委員  
年間を通じた金額の設定ではないことで、施設側がやりにくいといった声はないのか。

井上青少年課  
今までに2支援単位から1支援単位に減った例はないのでそういった

長 声はありませんが、可能性はあるということでしくみとしてこういう形をとっています。

平井委員 支援単位が減った例がないのであれば、もう少しわかりやすい方法で委託するという事も考えたらどうか。

井上青少年課 今年はこのような方法をとりましたが、指定管理期間の更新にあたり、  
長 見直しをするときに各事業者とも意見交換をした上で、検討していきたい  
と思います。

平井委員 本会議でも質疑があったが、1支援単位の人数について、今は53人と  
しているが国の基準が40人であることから、ゆくゆくは40人にしたい  
ということで確認してよろしいか。

井上青少年課 昨年度の国の技術的助言により実利用人数を採らせていただきました  
長 が、今年度になってから国の考え方も登録人数40人ということに変わ  
りましたので、今後新たな事業を実施するとき等に登録人数40人というふ  
うに変えていきたいと考えています。

平井委員 所沢市としては国基準を目指していくという方向性は確認してよいと  
いうことか。

井上青少年課長 今始まっている事業については急に変更するものではありませんが、今後については、登録人数40人ということを基本にやっていきたいと考えています。

矢作委員 今始まったものというのは、現在指定管理しているところは53人のままとということか。

井上青少年課長 3年間の指定管理ということで契約しておりますので、更新の 때가切り替えの契機になると考えます。また、面積要件もございますので今後建て替え等があるときには、その時点で変更していきます。

矢作委員 始まったばかりであるし、国もいろいろ変わっているという中では、流動的に行っていただけたらと考える。今回の補正予算案は、4月から実施をしてみたところ、6つの児童クラブでの人数が見込みよりも増えていたので、予算的に足りなくなったことによる提出という理解でよろしいか。

井上青少年課長 今年度始めたところ、想定よりも人数が増えてしまいました。要因として考えられるのは、利用料を1万円にしたということです。人数の増加のため、大規模になる児童クラブが6カ所増えてしまい、予算が不足するため今回補正をお願いするものでございます。

末吉委員 利用者が増えたことによる補正予算による増額は、人的配置に対応するものだが、施設自体の狭さについてはどのように改善していこうと考えているのか。

井上青少年課長 人数が増えたことで狭隘化が著しいところが多いため、解消のための方策をいろいろと考えております。後ほどご審議いただく債務負担による民設民営の児童クラブの活用等、解消に向けて進めているところでございます。

末吉委員 施設という意味では、今のままなのか。

井上青少年課長 市の方針としては、まずは小学校の転用可能教室や敷地内を検討したいと考えております。老朽化が進んでいる児童クラブといったものは出来るだけ早く進めているところです。学校の中に入る時に、ほうかごところとの一体運営を一番に考えながら進めており、狭隘化の解消を考えていきたいというふうに思っています。

末吉委員 歳出について、翌年度以降は下がると見積もっているが、子どもの数は減っていくのかもしれないが就労家庭が増えていくことにより、需要は減らないのではないかと印象をもつが、どのように考えているか。

井上青少年課  
長  
支出の減額は、大規模児童クラブを減らすことによって生じる見込みであり、歳入の増額は、適切な人数に近づくことで補助金が満額に近づくことによるものでございます。

末吉委員  
利用人数の推移については、どのように見込んでいるのか。

井上青少年課  
長  
全体の児童数は減少傾向と予測していますが、共働き世帯などの増加により利用ニーズは増えていくことを見込み、その結果利用人数は横ばい、あるいは少し増えるのではないかと考えております。

矢作委員  
先ほどの歳出が減って歳入が増えるというところについて、もう一度説明願いたい。

井上青少年課  
長  
歳出を減らすためには、現在の大規模クラブを、様々な方策により人数の適正化をします。このことにより、別委託部分の解消が図れ、委託料が減額になります。歳入については、運営費補助金のしくみによるものですが、これは適正な利用人数により満額交付されます。利用人数が多くても、また少なくとも減額になります。適正人数に近づけることで歳入の増加を見込んでおります。

越阪部委員  
3 1 施設のうち学校内にある施設と校外の施設の割合と、今後の学校内

整備の計画を伺いたい。

井上青少年課  
長

小学校の敷地内にあるのは、若松、美原、牛沼、富岡、所沢、並木、和田、北秋津、第2美原、第2上新井、中富の11児童クラブです。そのうち和田と中富の2つの児童クラブが校舎内にあります。今後の計画は具体的なものが立てられない状況ですが、教育委員会や学校と協議を行っており、学校内に設置できるよう進めているところです。

末吉委員

民設民営による放課後児童健全育成事業導入費用については部長からご挨拶いただいたが、債務負担行為として出して、それを認めてしまった後で、後から新規事業概要調書という形で具体的に出てくるというのはどうかと思う。債務負担のところで新規事業概要調書は付けないということだったのか、もう少し経緯について教えていただきたい。

井上青少年課  
長

総務部と話をしたのですが、元々は、所管としては新規事業概要調書を付けようと考えていたのですが、債務負担の予算を伴わないものについての資料の作成について明確な基準がなかったためこのようなことになりました。総務部としても、私たちがヒアリングの際にお配りした資料も含めて、付けるということでルールを見直していくとのことでした。

平井委員

私も、ヒアリングの際に1枚資料を持ってこられて、それがどこにある

のかとびっくりした。本会議場でも小林委員が、条例のどこに記載されているのかということを確認していたが、条例を全部読んでみても、民設民営で行うということは1つもない。何に基づいて出てきたものなのか。そのことのほうが問題だと思う。何もないものが突然出てきて、議会で、債務負担行為と言われても、私たちも審査のしようがない。議会を何と考えているのかと思ったが、条例のどこに基づいて出てきたものなのか。

井上青少年課  
長

今ある所沢市立児童クラブ条例は、市立の児童クラブの内容を条例化したものです。民設民営は、それとは別に、市が委託をして実施していただくものですので、条例に基づいているものではありません。他市の状況なども確認したうえで進めています。他市では実施要綱や実施要領で進めているということを確認しておりますので、今回、債務負担を認めていただき、進めるということになれば、今後よく精査をして必要な例規の整備を行っていきたいと思っています。

平井委員

それは逆ではないか。先に条例ができてから、予算を付けるというのが基本であり、こういったやり方は議会無視である。本会議でも、2者か4者か、手を挙げているところがあるという話であったが、こういったところと話を付けたうえで出してきたと思われても仕方がない。条例改正なり、要綱を作るなりしてから行う方がわかりやすいし、けじめもつくと思う。本来は、先にそちらを行うべきだったのではないか。

井上青少年課  
長

手を挙げているところということではなく、すでに民設でやっているところや、児童館、児童クラブの指定管理者についてはこれまでの実績があり、これまでそういった話もしてきましたが、その中で今回のような話があれば手を挙げたいという声を聞いているということです。また、条例の改正ということですが、今回ご提案した内容については、基準条例ですか、そういった内容に沿って実施していただければ問題ないと判断して出させていただいたものです。

平井委員

基準条例というのは、「および、放課後健全育成の設備及び運営に関する基準を定め、これに基づいて」というところか。

井上青少年課  
長

その通りです。

平井委員

これに基づいているということは、今後出てくる中には民間企業も含まれるということであるが、どの範囲までを想定しているのか。

井上青少年課  
長

市で委託をする条件についてですが、面積要件、人員配置といった基準を守っていただき、市の児童クラブ条例や基準条例に沿った運営をしていただくということを条件として委託契約を行うことを考えています。このため実際の運営に関しては、市立の児童クラブと内容は同じものとなり、

さらに民設民営ということで、送迎サービス、時間の延長、学習支援などの独自サービスにより、一部の保護者からのニーズにも応えられるということで、民設民営の導入を考えたものです。

矢作委員

学習支援というのはどういったものか。

井上青少年課  
長

学習支援といいますのは、放課後にただ預かって見守りをするだけでなく、宿題を見たり、また要望に応じて、塾のように英語を教えたりといった、様々な学習に関する支援を考えています。

矢作委員

学習支援というのは基準条例にない。また、国の指針の中にも含まれていないと思うがいかがか。

井上青少年課  
長

確かに市の基準などにはありませんので、現行の31児童クラブではそういうことは行っておりません。しかし実際には、厚生労働省が出している、企業が実施する高付加価値型の学童保育の事例の中にはスイミングや、習字、英語などが行える記載があることから、問題があるとは考えていません。

矢作委員

市内において、民設民営で行っているところはあるのか。

井上青少年課  
長 詳細は把握していませんが、実際にいくつかやっているところがあるという  
ことは聞いています。

矢作委員 市で委託する場合は市の基準条例に基づいて、ということであったが、  
受託事業者について、どのように考えているか。

井上青少年課  
長 実績があるということで、今、児童館や児童クラブについて指定管理を  
受けていただいている事業者や、既に市内にて行っている事業者を精査  
し、そういった事業者に声をかける予定です。なお、選定に関しては、選  
定委員会を立ち上げ行っていきたいと考えています。

矢作委員 事業者といっても、例えば、社会福祉法人や学校法人、株式会社、一般  
法人などいろいろ考えられると思うが、今の話で実績のあるところという  
ことで、新規参入でも何でもいいということなのか。

井上青少年課  
長 指定管理を受けていただいている事業者で、保護者会でやっているよう  
なところについては難しいかと思いますが、例えば児童クラブでいえば、  
NPO法人が24カ所について指定管理を受けていますし、市外で民設民  
営で行っている事業者もあります。特に社会福祉法人や株式会社というよ  
うなこだわりはありませんが、受けていただけたところ、手を挙げていた  
だいて実績のあるところを見て声をかけていきたいと考えています。

矢作委員

新規の事業者など、こういった事業者は困るといったことはあるか。また、英語やスイミングという話があったが、学習塾やスポーツクラブも含まれるということか。対象、対象外となるところについてお伺いしたい。

井上青少年課

長

全く実績もなく、本当にできるかどうかというところについては、応募したとしても、選定委員会の中で高い点数が付かないと思います。また、学習支援の中の事例として挙げた英語やスイミングについては、例えばの話であって必ずやらなければいけないものではありません。市の考える基本的な運営に加えて、オプションで実施しても良いというものであり、具体的にこれとこれをというように市で決めるものではありません。

矢作委員

運営費の部分であるが、保育料が1万円ということで、1つの施設に約650万円の運営費補助が出るかと思うが、そうすると年間で約1,200万円である。今、指定管理されているところも、1支援単位であれば同規模の運営費になるかと思うが、そういった理解でよろしいか。

井上青少年課

長

民設民営についても、今回657万9,000円でお出しさせていただいておりますが、これに利用料が加わり、概ね1,200万円程度となります。また、独自事業で行った部分については事業者の収入ということになりますので、プラスアルファがあるかと思えます。

矢作委員 民設民営であるため、設置の部分での費用が食い込んでくる。このため、質の低下が気になるところである。基準条例を遵守していただくということであるが、どう考えるか。

井上青少年課長 質については、まず施設面では面積要件で1.65平米を満たしていただくということ、また人員配置についても基準に沿って行っていただくということで、そういった面では質の低下はないものと考えています。

矢作委員 人員のところ、基準条例では資格についても書かれているが、そこは指定管理と同じ形で実施するということか。

井上青少年課長 資格に関しても全く同じ条件でお願いをする予定です。

中村委員 混乱しているのは、基準条例に拘束されるものなのかされないものなのかという点であると思う。基準条例は運営主体がどこであれ、所沢市の放課後児童健全育成事業の在り方を定めたものであるため、この基準を守ってもらうのは大前提である。その部分について、お願いをするのではなく、基準条例に基づく事業であることを言っていたかかないといけないと思うがいかがか。

井上青少年課長 仰るとおりです。ただ、小規模であったり、届け出がない場合はそこまで追求できませんが、市の放課後児童健全育成事業として行う場合については基準条例が大前提です。

中村委員 基本的に、条例が守られない状態で事業が行われていると、歳入の一部である補助金の交付も見込めなくなってしまう。そういった関係もあるため、きちんとやるということによろしいか。

井上青少年課長 仰るとおりで、今回の運営費に関しては、国や県の補助金のメニューに沿って積算しておりますので、必ずそこは守っていただき、財源としては国や県の補助金を含め、実施していこうと考えています。

中村委員 確かに国の補助金のメニューでは、塾やスポーツクラブのように、いわゆる児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業と目的を異にするものについては、国の補助の対象としない形になっている。このことと、今回のご説明の中にある自主事業との関係が少しわかりづらい。実際に民間で、塾やスポーツクラブが補助金を得ずに学童保育サービスを提供している事例は、本市ではあまりないが、他市では多くある。そういったところとの違いをご説明いただかないと、塾やスポーツクラブが、補助金を得ながら自社の利益を得るような印象を持ってしまう。補助金の関係も含め、そうではないということをご説明いただきたいのだが、いかがか。

井上青少年課  
長

基本は放課後児童健全育成事業ということで、補助金がもらえるきちんとした運営が基本になります。スイミング等の自主事業についてはオプションであって、その部分に対して補助金が出るということはおそらくないと思いますが、送迎サービスに関しては補助金が出るため、申請ができるものと考えています。

中村委員

送迎は別としても、必ずしも自主事業の予算といったところで業者の選定を行うのではなく、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業の目的に資する業者であり、かつ、基準を守れる業者にお願いをしていくということによろしいか。

井上青少年課  
長

選定の評価の仕方としては、オプションで実施する自主事業については別として、元々の市が考える基本的な運営をきちんとやっていただけるといところを選定するように考えています。

中村委員

当市にあるかはわからないが、学習塾やスポーツクラブが運営する学童保育サービスは他市にはたくさんある。確か学童保育を実施する場合には、小規模であっても届け出の義務が最近できたと思うが、そういった民間企業による、主たる目的が別にあるようなケースについては、届け出義務があるのか。

井上青少年課  
長

その場合は、届け出の義務はないと認識しています。

中村委員

事業概要調書にある緊急的な措置という部分について、ご説明をいただきたい。

井上青少年課  
長

元々市としては、児童クラブとほうかごところの一体運営を一番の目的、方針として考えておりますが、ただそれだけを進めるとなると、狭隘化や、厳しい状況が解消されない部分もあります。そういった部分を少しでも解消できるように、民設民営を導入し、解消を図っていききたいということで、緊急的などという表現を使わせていただいたものです。

中村委員

今までの一般質問の答弁等を聞いたイメージでは、ほうかごところと一体的に進めていく方向性と、民設民営の学童クラブに対する補助、委託ということとは、どっちが中心でということにはなかったと思う。また民設民営の学童クラブに対して市が委託をしていくという方策については、答弁の中で随時述べられていたような気がしていて、緊急的なのかがわからない。もう一度、市の方針と、民設民営での委託による事業といったところの関係を確認させていただきたい。

井上青少年課

市の方針である一体運営については、国が示した放課後子ども総合プラ

長

ンの中で、国としても一体運営を進めていくという方針が出ています。当市においても中富小学校で一体運営を始めたところで、子ども・子育て会議でも説明しているとおりに、そういった方向で進めていきたいと考えているところです。また、緊急というのは、厳しい状況の児童クラブに対する配慮として、喫緊に対応しなければならないということであり、様々な方策を考えていますが、その中の1つとして早急に導入できるのではないかと考えたことから、入れさせていただきました。

平井委員

一番心配しているのは、条例もないままによくわからない事業者が入ってきて、民間のそういったところに補助金を出すことになっては良くないということである。そのためにも、きちんと条例や要綱を整えて厳しくしていかないと、何のための放課後育成事業なのかわからないが、いかがか。

井上青少年課

今現在は条例等がなくてもやっていると考えております。他市の状況等を含めて早急に調査をし、必要であれば検討していきたいと考えています。

長

平井委員

全く新しい民設民営を導入するのだから、条例がなくてもできるという簡単な話ではなく、先ほど申し上げた心配を払しょくするためには、条例化をした上で、それに基づかないものについてはだめというくらいの姿勢でないと、なし崩しで学習塾などが参入してくるなどの危険性があると思

う。条例や要綱をきちんとするというところで、検討を深めていただきたいのだが、いかがか。

井上青少年課  
長

法規担当とも相談をして考えていきたいと思います。

末吉委員

一般質問等でも民設民営という言葉はずっと出てきていたが、施設を事業者が整備するということを除けば、ここまで基準をしっかりと守らなければならないのであれば、民設公営に近いのではないか。時間延長や学習指導などの自主事業を認めるという話があったが、現在指定管理をしている事業者についても、様々な独自事業をしていただいているかと思う。それがなければ、指定管理者の選定をして、それぞれの良さを活かしていただくという本来の意味もないわけであるが、民設民営で想定している自主事業と、現在の指定管理者が持っている自主事業は違うのか。

井上青少年課  
長

現在、児童クラブで行っている自主事業については、青少年課に届け出をしていただいて承認をするという形で認めていますが、今回、民設民営の方で、遅い時間までの時間延長を認めましょうという話があります。当市では現在、指定管理の児童クラブでは、小学生が遅い時間まで児童クラブにいることによる生活リズムへの悪影響に配慮するなどの理由から、延長については、通常午後6時半までのところを7時まで30分間は実施し

ましようという形で統一をしています。しかし一部の保護者から、より遅い時間までという要望もあり、そういったものも無視できないため、民設民営の中で遅くまでできるというところがあれば、ニーズに応えるといった意味で、認めても良いと考えているところです。そういった部分で、今、指定管理の児童クラブに関しては、延長に関しては7時までの実施と統一させていただいておりますが、それ以外で実施する自主事業は、民設民営の方でといった形で、そこを分けて、市民ニーズに応えられればと考えています。

末吉委員

民設民営であるため、市が規定する公営よりは自由度が高いと市民に説明するということかと思うが、非常にわかりづらい。どのように整合性を取らせるのか。

井上青少年課  
長

自主事業の届け出をしてこちらから承認をするといった流れについては、既存の児童クラブと同じかと思えます。ただ自主事業の内容については、例えば学習支援については、料金を取って英語を教えているようなところはなく、宿題を見る程度ですので、英語を教えてほしいなどのニーズがあれば、民設民営の利用で応えていけるかと考えています。

越阪部委員

あくまで放課後健全育成事業の部分が基本であり、オプションである自主事業では届け出が必要であり、その承認をするということであったが、

その確認がしっかりできていて、守られるといったことを言っていたか  
ないとわかりづらくなってしまおうと思うのだが、いかがか。

井上青少年課  
長

委託先ですから、その先でどのような運営を行っているかは、実施事業  
の届け出などをもらい、常に把握はできるものと考えています。

中村委員

仮に、公設の部分で放課後健全育成事業を行っている事業者が、同じよ  
うな延長のサービスを実施しても、同じ基準で動いているわけであるか  
ら、市としては認めざるを得ないと思う。それはそれで悪いことではない  
と思うが、今は期間を区切って指定管理者としての契約をしているため、  
その契約上の文言の違いに表れる部分かと思うが、新たな契約となるこ  
ろで延長のサービスを実施したいとなったときに、既に民設民営で認めて  
いたら、認めざるを得ない流れになっていくと思う。このように、今後の  
方針としては、同じ基準の中で動いていくということを言っていたきた  
いのだが、いかがか。

井上青少年課  
長

確かに、今聞くと仰るとおりで、基準の中で実施していただくというの  
は同じですので、これからいろいろ勉強することは多いと思いますが、同  
じ基準で実施していただくということは大前提で進めていくように考え  
ていきたいと思っています。

末吉委員

別の点で、先ほど緊急的措置ということがあったが、やはり継続的な運営をしていただかないとという部分で、自然な競争があるというのは大変いいことだと思うが、競争がないところにまで競争原理を働かせることはないと思う。昨日、本会議にて、いくつかの候補が手を挙げているということがあり、牛沼や北中といった地域名が出てきたが、こういったところはニーズがそこまで緊迫している地域とは思えないが、いかがか。

井上青少年課  
長

いくつか挙げさせていただいた中の状況として、教育委員会からいただいた児童数の今後の推計という資料の中で、平成26年から32年までの推計が出ており、例えば北中小学校は約130%に増えていくという推計となっています。この資料と、現状の児童クラブで狭隘化の著しいところという両面から、候補となる地域を考え、牛沼、和田、北中、小手指、所沢、南小学校あたりで厳しい状況が続くという想定をしたということで、ご答弁をさせていただいたものです。

末吉委員

所沢や小手指や和田は本当に喫緊であり、そこは仰るとおりである。民設民営であっても、現在の児童クラブであっても、それなりの期間、それぞれが健全に運営をしていけるようなことを見越して決めていくといったことは考えているのか。

井上青少年課

今回挙げさせていただいた学校区については著しい狭隘化の解消と、中

長 期的にそういった状況が続くということで、既存の児童クラブと、新たに導入する民設民営が、しばらくの間、きちんと運営をしていけるような利用人数があると見込んでいます。

末吉委員 北中小学校区はこぼと児童館になるかと思うが、定員の確認をさせていただきたい。というのも、本当に喫緊で、溢れてしまっているところを最優先していただきたいという思いがあるのだが、事業者の選定にあたりどういったところを最優先していくのか伺いたい。

井上青少年課長 こぼと児童館の定員は30名ですが、実際は37名預かっています。確かに小手指地区は定員も少なく、溢れてしまっているところもありますが、そこが1番ではなく、和田児童クラブ、小手指児童クラブなどは事業者からも受け入れができないという声が上がっています。優先順位として入所率が高いところから順にというのも1つの手ですが、中期的に子どもが減らないといった推計ができる地区ですとか、そういったことも含めて総合的に見て考えていきたいと思います。

中村委員 今までの一般質問や例規の関係等も私としては納得していて、こういった事業がでてきたというのは理解できるのだが、本来は市の方針にしても、国の放課後子ども総合プランにしても、空き教室の使用が前提ではないか。公設民営で空き教室を使うというのが基本的な運営である。空き教

室がないので、ということであればよいが、空き教室があるにもかかわらずこういったものが出てきていることについて、庁内で解決できていないというのは、もう少し頑張っていたきたいと思う。空き教室が前提であるからこそ、中富小学校の事例で始めたわけであるし、市としては児童クラブとほうかごところの一体運営を軸として据えた。それと同時期に放課後子どもクラブができて、これでいくとなったはずが、補正の段階で民設民営はいけるとなっているということについて、どうなっているんだとなってしまうのだと思うが、いかがか。

本田こども未来部長

今回、緊急的と書かせていただいたところでいろいろなご心配を生んでいるのだと思いますが、市としましては、出させていただいた新規事業概要調書にもありますように、学校内で児童クラブとほうかごところを一体的に進めていくという方針が基本です。しかし実施までに時間を要する状況の中、民設民営が主として今後進むのではなく、狭隘化により、子どもたちの生活環境が改善されないといったことに対する緊急的な施策ということですが、本来は学校内の施設を利用しての一体運営が軸であるというところで、内外に本事業の位置付けを示す中で、緊急的という言葉を使わせていただきました。

矢作委員

先ほど、英語、スイミングなどの自主事業の部分が国によって示されているという話があったが、どのように示されているのか。

井上青少年課長 厚生労働省と文部科学省から、平成26年8月11日の放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議の資料の中で、企業が実施する高付加価値型の学童保育の事例ということで示されております。

矢作委員 できるということかと思うが、自治体がそれに対して補助をしている事例はあるのか。

井上青少年課長 国や県の補助メニューにはないと思いますが、市独自で補助をしているかどうかについては把握できておりません。

矢作委員 新規事業概要調書にて、入所率が150%を超える施設は18クラブあると記載されているが、これはどこのことを指しているのか。また、入所率の考え方についてもお示しいただきたい。

井上青少年課長 入所率については、現在の児童クラブの面積を1.65㎡で割り返して仮の定員を算出し、この数値と実際の入所児童数を比較しています。150%を超える児童クラブは、本年度の数値で、若松、三ヶ島、伸栄、明峰、美原、上新井、牛沼、富岡、泉、小手指、安松、荒幡、中央、北野、和田、北秋津、第二所沢、第二上新井の各児童クラブです。

末吉委員 翌年度以降の見込み額についてだが、債務負担行為では657万円とい

うことだが、新規事業概要調書ではお示しいただいているものでは平成29年度が1,315万円、30年度が1,973万円ということで右肩上がりになっている。このことについて、どういう方針なのか、お示しいただきたい。

井上青少年課長 1年に1つずつ増やしていったということで見込んだものでありますが、来年度1つ実施した結果を見て、やり方を見直していくかもしれません。

末吉委員 見直しはあるとして、4年目に4カ所、5年目に5カ所と増えていくのか。どこまでと考えているのか。

井上青少年課長 一体運営事業が基本的な方針としてありますので、そちらが進んでいけば必要なくなってくるかもしれませんが、緊急的な対応ということで、先ほどもあったとおり、厳しい状況の学校区に増やしていきます。その中で、ある程度これで大丈夫かということは考えるかと思いますが、具体的に現時点で何カ所という結論は出ておりませんので、状況を見て進めていきたいと考えています。

松本委員 学校の空き教室の利用という点では、教育委員会の問題かと思うが、それも含めて、積極的にやっていただきたい。また、世の中の流れとして、

親のニーズや企業のニーズもハイペースで変わってきて、結果的に格差が生まれていると思うが、例えば東所沢の学習塾では、家までの送迎サービスを始めたところもあり、民間でも、英語やスイミングについても言えることだが、学習塾が学童に入り込んできている。そのあたりの状況把握は教育委員会でやるべきかと思うが、子どもがどのように地域と密着し、また地域がどのように育てているかといった観点からすれば、担当部としても、児童クラブに入所している子どもだけではなく、放課後どういったところに子どもが行っているのかという把握を、教育委員会と協力して進めていくことも必要かと思うがいかがか。

井上青少年課  
長

確かにほうかごところを利用している児童や、児童クラブや児童館を利用している児童以外にも、自宅に戻ったり塾に行ったり、さまざまな放課後の過ごし方をしていると思います。そういったことについては、担当課としても教育委員会と相談しながら、把握に努めていきたいと思います。

中村委員

契約期間は1年だったかと思うが、スケジュールを見ると、この要件に応えられる事業者はかなり限られてくるという印象があるが、いかがか。

井上青少年課  
長

児童クラブや児童館の指定管理者には、民設民営の話や他市での実施状況を聞いており、実際に始めるにあたり、施設を建てるということであれば期間が必要になりますが、運営については、例えばアパートやマンショ

ンを借りて実施できる事業でもありますので、きちんとした施設が確保できれば、日程としては可能であると確認を取っています。1年目でどのくらいの事業者が手を挙げてくれるかというのはまだわかりませんが、いくつかの事業者が手を挙げてくれるのではと考えています。

**【質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩（午前10時42分）

（説明員交代）

再 開（午前11時0分）

○議案第76号 「平成27年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)」

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉委員

ペイジーの口座振替受付サービスに関して、県費の2分の1の補助金があるということであったが、国保分については国の補助金があると聞いている。そのことはどこかに明記されているか確認をさせていただきたい。

粕谷国民健康  
保険課長

国、県それぞれについて交付金があり、国の特別調整交付金については、最大で180万円、県の特別調整交付金については、最大で40万円、合計で220万円が限度額となっています。ただ、今年度の交付基準が12月以降に示される関係で、220万円というのは、26年度の基準となります。

末吉委員

特別調整交付金についてはこれから入ってくるという認識でよろしいか。

粕谷国民健康  
保険課長

その通りです。12月以降に基準が示された後に必要経費を請求し、基準に該当していれば、2月以降に交付がされるということです。

末吉委員

この事業については総額の中での市の負担金は3分の1かと思ったの

だが、国、県の補助金を考慮すると、市の負担はどのくらいになるのか。

粕谷国民健康  
保険課長

何分の1の負担ということではなく特に国の交付金については、ペイジ  
一の口座受付に使用する端末の購入費用や、ペイジーに関する周知、広報  
事業の実費が交付対象となるものです。

末吉委員

実際にはどのくらいになるのか。

粕谷国民健康  
保険課長

当市は今年度の基準での算定となりますので、代わりに昨年度、導入を  
行った桶川市の事例を紹介させていただくと、国、県合計で57万円とい  
う数字であったと聞いています。

坂本健康推進  
部長

補足させていただきます。今申し上げた数字についてはあくまでも26  
年度の数字で積算したものです。積算基準については年間の被保険者数  
が何万人以上であればいくらという形での定額の補助金になります。国の  
基準自体はあっても、国の調整交付金の総額の中から出ますので、他の市  
で多く取り扱いをすれば、例え市の計算で220万円を見込んだとして  
も、実際には圧縮されてしまいます。その結果、桶川市では57万円とな  
ったということです。実際に今後27年度の交付基準が出来上がり、その  
中にペイジーの交付基準が盛り込まれたときに、その中の交付基準がどう  
いう形になり、また同じような申請をする市町村がどれだけあるかという

ことで、実際の補助額が変わってきます。

中村委員

ペイジー口座振替受付サービス導入に伴って、市税条例の改正は必要なのか。

坂本健康推進  
部長

市税条例の改正は必要ありません。これは、今まで口座振替を手処理していたものを電子的な申請に変えるだけのことで、必要ないということ。電子的に支払いを行うということであれば必要となるのかもしれませんが、今回は口座の登録だけですので必要ありません。

矢作委員

類似自治体の施策ということでいくつか記載があるが、何年くらい前から始まっているものなのか。

粕谷国民健康  
保険課長

近年に導入した自治体は把握しておりますが、何年からということについては把握しておりません。

矢作委員

便利になるかと思うが、問題点などはないか。

粕谷国民健康  
保険課長

端末機の設置台数や設置場所にもよるかと思いますが、実際に利用者側で不便を感じるということは聞いておりません。

末吉委員

桶川市という話があったが、たまたま桶川市に視察に行ったときに、3月からペイジーを導入していて、6月までの実績で、266件の受付をしていて、そのうち83件が国保であると伺った。そういった意味では国保の利便性ということがかなりあると思っていて、第1期から開始できるということで期待をしているが、どのくらいの受付件数を見込んでいくのか。

粕谷国民健康  
保険課長

来年度の見込み件数ですが、収税課所管の3税目に国保を加えた4税目で1,800件と試算をしています。国保単独での試算は今のところ行っておりません。

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採 決】**

議案第76号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第78号 「平成27年度所沢市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)」

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第78号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決  
する。

○議案第75号 「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当

委員会所管部分（健康推進部）

**【質 疑】** な し

**【意見・採決保留】**

休 憩（午前11時16分）

（説明員交代）

再 開（午前11時30分）

○議案第75号 「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分

【意見】

平井委員

放課後児童健全育成事業委託料の債務負担行為補正について、反対の立場から意見を申し上げます。民設民営という新しい事業の提案でありながら、条例改正もなく債務負担行為という形で提案されていることに、まず問題と考えております。条例改正、あるいは提出条例の根拠をきちんと議会に示してから提出できなかったのかどうかということが疑問に残りました。説明の中で、市は国の放課後事業の自治体管理者会議において企業の実施する学童クラブの事例を示されているとのくだりがありましたけれども、国と県で補助金を出す事例がないことが分かりまして、市が独自の補助金を出すということにもなります。民間の経営する学童保育事業に、確固とした事例もない中で補助金を出すことにも疑問が残りました。オプションということにも自主事業を行うことで、事業間競争にもつながり、本来の放課後育成事業とも違ってくるといふ恐れも感じます。緊急的と言われれば、これまで行ってきた公設民営で空き教室などを利用して拡充することを求め、意見いたします。

吉村委員

債務負担行為で賛成の立場から意見を申し上げます。18児童クラブが入所率150パーセントを超えているという現状があります。児童が急増して大変困っている、そういう児童クラブがあるということから、今回緊

急的な措置として理解ができます。ただ、市としても児童クラブとほうかごところを一体的に進めていくという方向性を示しておりますし、学校の空き教室を利用した、活用した取り組みということを今後もぜひ教育委員会と協力して進めていただきたいということを求めまして、賛成いたします。

末吉委員

児童クラブ運営事業に関して意見を申し上げます。まず、今回、民設民営による放課後児童健全育成事業の債務負担行為が提案されましたが、これまで既存の事業の中で展開をされてきた自主事業に関してそれぞれの指定管理者の独自性を活かしたそれぞれの自主事業が展開をされてきております。今回、民設民営による事業の中で、想定をされている自主事業について混乱が起きないように整合性をつけるための整備を望みたいと思います。併せて、児童クラブに関しては、非常に市民のニーズが高まっており、入所率が150パーセントを超えるクラブが18クラブということで、この間、狭隘で、非常に老朽化した施設の中で児童が過ごさざるを得ない状況が続いております。教育委員会とも早急に協議を進めていただき、市がこれから目指している学校内、敷地内、また校舎内の放課後児童クラブ運営事業の整備に向けて加速していただきたいと思います。

越阪部委員

児童クラブのことなんですけど、意見を申し上げます。まず、新規の事業概要調書が出たということは、いいことなのかなと思っています。これ

によって議論が深まるというか、そういう資料になったということで。新規の新規かもしれませんけれども、これからもよろしく願いいたします。それから、このことは市の方針というのが一番初めに言われまして、学校内に、ということが基準だと思っていますので、このことを推し進めてこの事業を進めてもらいたいということを申し添えて、賛成いたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第75号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前11時35分）

（説明員交代）

再 開（午前11時42分）

○請願第3号「両立支援の充実を求める請願」

松本委員

よく読ませていただいたが、内容がわからないため、紹介議員となっている大石議員、浅野議員、石本議員、小林議員、松崎議員の5人の議員から、請願の内容についての説明を受けたいと思う。

中村委員

文言が抽象的であるし、請願者がどのようなことを考えてこの請願を提出したかということを理解したいので、請願者の方々にもお越しいたゞき、話を聞いてから質疑等に入りたい。そういった方向で議事を進めていただければ、大変ありがたい。

吉村委員

審査の日程や手続き的なこともあるかと思うので、ここで協議会を開催して整理をしてはどうか。（委員了承）

休 憩（午前11時44分）

（協議会を実施）

再 開（午後1時20分）

亀山委員長

請願第3号については、本日の審査をここまでとし、9月15日の常任委員会審査予備日の午前9時から委員会を開催し、大石議員、石本議員、小林議員、松崎議員の紹介議員4人による説明を求めること、および、地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として杉田まどか氏、谷口侑子氏の2名の出席を求め、意見を伺うこととしてよろしいか。

（委員了承）

散 会 (午後1時22分)